

横 浜 市 教 育 委 員 会
定例会会議録

- 1 日 時 令和8年8月7日（金）午後2時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと1・2・3）
- 3 出 席 者 下田教育長 植木委員 森委員 泉委員 綿引委員 緒方委員
- 4 欠 席 者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和8年8月7日（金）午後2時00分

1 会議録の承認

2 一般報告

3 審議案件

教委第26号議案 高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校
個別支援学級用教科書の採択について

教委第27号議案 教育委員会事務局職員の人事について

教委第28号議案 教職員の人事について

教委第29号議案 教職員の人事について

教委第30号議案 教職員の人事について

教委第31号議案 審査請求に関する臨時代理について

4 報告案件

教委報第2号 教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について

教委報第3号 審査請求に関する臨時代理報告について

5 その他

[開会時刻：午後2時00分]

下田教育長

ただいまから、令和8年8月7日教育委員会定例会を開会いたします。私は教育長の下田でございます。インターネット中継を御覧の方は、教育委員会ホームページの本会議の御案内ページに会議資料を掲載しておりますので、御確認ください。また、万が一、御覧いただいている際に不具合があった場合は、同じく本会議の御案内ページに緊急用の中継先を掲載しておりますので、そちらを御覧ください。

まず、開始に先立ちまして、先般、発生いたしました熊本地震によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、初めに、会議録の承認を行います。7月3日の会議録の署名者は綿引委員と緒方委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

石川教育次長

【一般報告】

1 市会関係

教育次長の石川です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、前回の教育委員会定例会から本日までの間に、報告はございません。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○7/21 よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト 中学校の部

○7/22 よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト 小学校の部

(2) 報告事項

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」が南公会堂で行われ、7月21日の中学校の部に緒方委員が、7月22日の小学校の部に森委員がそれぞれ出席し、審査員を務めました。また、7月21日の中学校の部に下田教育長、植木委員が出席し、下田教育長が挨拶しました。私からの報告は以上です。

下田教育長

報告が終了いたしました。御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、御質問がなければ、次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第27号議案から教委第30号議案及び教委報第2号は、人事案件のため、教委第31号議案及び教委報第3号は、訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、教委第27号議案から教委第31号議案、教委報第2号及び教委報第3号は非公開といたします。

次に、教委第26号議案について、まず、今回採択する教科書の校種やこれまでの経過等について所管課から説明をお願いします。

丹羽学校教育
部長

学校教育部長の丹羽でございます。教育委員の皆様は、お手元のファイル資料を2枚おめくりいただき、インデックス1番、1ページを御覧ください。傍聴の皆様は、教委第26号議案を御覧ください。教委第26号議案「高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書の採択について」、御説明いたします。

2ページを御覧ください。「提案理由」です。提案理由といたしましては、「令和8年度横浜市教科書採択の基本方針に則り、横浜市教科書取扱審議会から答申が提出されたため、令和9年度に使用する高等学校用教科書並びに特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書の教科書採択について提案する」というものでございます。

次に、参考資料について御説明いたします。1枚おめくりいただきますと、資料1として5ページから8ページまで、令和8年5月8日の教育委員会で御審議いただき決定した「令和8年度横浜市教科書採択の基本方針」がでございます。6ページには「2 採択の基本原則」を示しております。また、「3 採択の観点」として、教科書採択に当たっての観点を(1)から(5)で示しております。なお、今後、審議会と申し上げる際は、「横浜市教科書取扱審議会」を指すこととさせていただきます。

7ページには、「4 採択の流れ」と「5 調査研究について」を示してありますが、それを図にまとめたものを9ページの資料2、本年度の「教科書採択手順」として載せております。11ページから12ページには、資料3として「横浜市教科書取扱審議会条例」を載せております。ここまでの資料は、本日傍聴されている皆様にもお配りし、ウェブページにも掲載しております。

教育委員の皆様にお配りしているファイル資料のインデックス2番から4番までは、審議会から教育委員会に提出された「横浜市立学校の教科書の取扱い」についての答申でございます。答申につきましては、採択終了後、市民情報センターに配架し公開いたします。

次に、答申に至るまでの審議会及びその後の経過について御説明いたします。先ほど御覧いただきましたインデックス1番の7ページ「令和8年度横浜市教科書採択の基本方針」の「4 採択の流れ」を御覧ください。(1)にありますように、教育委員会は、「横浜市教科書取扱審議会条例」に基づいて審議会を設置し、「教科書採択の基本方針」を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を行うよう、令和8年5月8日付で審議会に諮問いたしました。

続きまして、審議会の審議経過について御報告いたします。審議会は、教育委員会の諮問を受け、5月19日、7月3日、7月15日の計3回開催されました。

9ページを御覧ください。こちらには、高等学校並びに特別支援学校及び小・中学校個別支援学級で使用する教科書の採択手順を示しています。図の下にあります①から⑧を御覧ください。審議会でも専門的かつ綿密な調査研究を行うため、②、③、④にございますように、教科書調査員として任命された教員等が、⑥にございますように「教科書調査員報告書」を作成し、審議会に報告しました。ま

た、高等学校並びに特別支援学校及び小・中学校個別支援学級については、児童生徒一人ひとりの学習実態や学校ごとの教科・科目の開設状況が異なることから、これも⑥にございますように、各学校長が「教科用図書意見報告書」を審議会に提出いたしました。

審議会では、これらの資料や「教科書見本」などの資料に基づき、3回の審議会で慎重に研究・協議を行ってまいりました。そして、審議会で決定された答申が、7月17日に教育長に審議会の会長より手交され、教育委員会に提出されました。9ページでは、⑦の部分です。答申につきましては、インデックス2番が鑑文、インデックス3番が高等学校用教科書、インデックス4番が特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書となっております。教育委員の皆様には、「教科書見本」を御覧いただくとともに、答申等に基づいた研究を進めてきていただいております。また、広く教科書見本を閲覧する機会を設けるため、横浜市立図書館17館と図書館に隣接する地区センターにて教科書展示会を実施しました。なお、地区センターでの展示会は、図書館が1館改修中だったことによります。展示会ではアンケートを実施しており、寄せられた感想についてはファイリングして教育委員室に置き、教育委員の皆様に見ていただける環境を整え、既に御覧いただいているところでございます。説明は以上でございます。

下田教育長

ただいまの説明について、御質問等はございますか。よろしいですか。

それでは、御質問等がなければ、順次審議を進めてまいります。まず、審議の順番ですが、初めに「高等学校において令和9年度に使用する教科書」、次に「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和9年度に使用する教科書」の順番で、それぞれ答申内容の説明を聞いた後、意見交換を行い、採択に移ります。

それでは、「高等学校において令和9年度に使用する教科書」の審議に入ります。答申の内容について、説明をお願いします。

丹羽学校教育
部長

学校教育部長の丹羽でございます。高等学校用教科書答申につきまして、高校教育課長から御説明申し上げます。

青木高校教育
課長

高校教育課長の青木でございます。では、高等学校用教科書答申について御説明いたします。

高等学校で使用する教科書は、文部科学省の「高等学校用教科書目録」に登載された教科書及び一般図書の中から、各学校の開設科目に合わせた教科書を毎年採択します。

インデックス3番「令和9年度使用高等学校用教科書答申」を御覧ください。表紙をおめくりいただきますと、「1 答申する教科書」と「2 答申理由」が記載されております。答申する教科書は、別紙一覧のとおりとなっており、別紙一覧は、目次の次のページから学校ごとに記載しています。前のページにお戻りいただき、答申理由を御覧ください。

横浜市立の高等学校は、「横浜教育ビジョン2030」及び「第5期横浜市教育振興基本計画」に基づき、特色ある学校づくりに取り組んでおり、教育目標や学校の特色、生徒の実態により履修科目が異なるため、学校の実情を踏まえた教科書を選定する必要がある。そこで「令和8年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、各校にとって最も適切である教科書について、一般図書（高等学校用）も含めて、各学校長に対して意見の報告を求めた。

本審議会では、各学校長より提出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつ

つ、その内容を、教科書目録に登載されている教科書について調査・研究した「教科書調査員報告書」とあわせて、慎重に審議した。

その結果、各学校の教育目標、学校の特色、生徒の実態や重視する取組等を踏まえ、かつ、各学校の教科・科目の目標の実現を図ることができる教科書として、別紙一覧に掲げた教科書が適切と認められたため、答申するものである。

次のページから、答申する教科書が学校ごとに一覧となっております。1ページを御覧ください。市立高校は9校10課程ありますが、例として「金沢高等学校」と「横浜商業高等学校」について説明させていただきます。

1ページは「金沢高等学校」の一覧です。左側から教科名、科目名、発行者の番号・略称、教科書の記号・番号、書名、生徒の学年（年次）、必修・選択の別が記載してあります。1行目は、1年生で履修する必修科目の「現代の国語」の教科書です。2行目は、1年生で履修する必修科目「言語文化」の教科書です。このように、各校で履修する教科において使用する教科書を記載しております。審議会では、各学校が提出した意見報告書にある選定理由と、教科書調査員報告書にある教科書の特徴を検討し、選定は適切であると判断し、この答申がまとめられました。ほかの教科・科目についても同様に検討し、学校ごとに一覧としてまとめております。

8ページを御覧ください。こちらは「横浜商業高等学校」の一覧です。横浜商業高等学校には、「商業科」「国際学科」「スポーツマネジメント科」の三つの科と、商業科の中に「Y校ビジネスチャレンジ」、略称「YBC」というコースがあります。このコースは、ビジネスシーンをリードする人材の育成を目的としているコースでございます。御覧のように、学科、コースによって使用する教科書が異なっている教科があります。学科、コースの目標や生徒の実態に応じて選定しているためです。また、高等学校においては、特に専門的な内容を学習するために、教科書目録に掲載のないものを一般図書として使用することができることになっています。9ページの中段には、横浜商業高等学校で使用する一般図書を記載してあります。例えば国際学科の1年生は、Practical English Iで「Basic Reading Power 1 Third Edition」など3冊、8番目以降のOral Communication Skills Iでは「Developing Tactics for Listening Third Edition」など2冊が挙げられております。

横浜総合高等学校、戸塚高等学校定時制においても一般図書を記載しております。高等学校用教科書の答申につきましては、以上でございます。

下田教育長

所管課から説明が終了しましたが、御質問等ございますか。

綿引委員

教育委員の綿引でございます。御説明ありがとうございます。私はグローバル教育に関連して質問させていただきたいと思います。昨年度の教科書採択におきましては、これからのグローバル社会で活躍できる人材の育成に向けた、英語の教科書選定の観点について御説明がございました。今年3月に策定された第5期横浜市教育振興基本計画においても、グローバル教育の推進が高校教育における主な取組の一つと位置付けられておりまして、国際交流プログラムの充実や英語指導助手の配置、英検等の外部指標の活用などを通じて英語教育の充実を図ることが示されております。一方で、社会のグローバル化が一層進んでいる中で言えば、子どもたちに求められる力は英語によるコミュニケーション能力だけではないのではないのでしょうか。多様な価値観や文化的背景を持つ人々と相互に理解し合って協働しながら課題解決に取り組む力や、地球規模の課題について主体的に考え行動する力を育むことも極めて重要であると私は考えております。

そこで、今回の教科書採択において、グローバル人材の育成という観点を踏まえて、市立高等学校ではどのように各教科の教科書を選定しているのか、伺わせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

青木高校教育
課長

高校教育課長の青木でございます。御質問ありがとうございます。各学校では、第5期横浜市教育振興基本計画に記載されている「ともに未来を創るグローバル人材の育成」の方針を踏まえ、「自国の文化を大切にするとともに相手の文化的な背景まで理解し尊重する姿勢、多様性を受け止める姿勢を育む」というグローバル教育の推進の観点を持って教科書を選定しております。例えば、今回選定された教科書のうち、論理国語の教科書では、文化が違うということについて考察する教材を取り上げ、その学習を通して多面的・多角的な視点から自分の考えを見直したり、話し合うきっかけを提供していたり、また、音楽の教科書では、鑑賞教材において世界の諸民族の音楽を取り扱い、楽曲の文化的・歴史的背景、歌われる場面や場所などについて自ら調べ考えることができるような工夫が見られます。多様な人々と協働し、持続可能な社会の創り手となることができるよう、各学校では、英語によるコミュニケーション能力を伸ばすだけでなく、様々な教科においてグローバル人材の育成の視点を持って教科書の選定を行っております。

綿引委員

ありがとうございます。

下田教育長

ほかにございますか。

森委員

教育委員の森です。私からは探究的な学びについて質問したいと思います。自らの人生をかじ取りすることができる持続可能な社会の創り手をみんなで育むことが重要と言われている中で、高校教育における探究的な学びの在り方、本質的な問いを投げ続けるなど教職員の伴走の在り方、時間や環境が大切だと思うからです。これまで私は、高等学校の課題探究発表会や、「はまっ子未来カンパニープロジェクト」の学習発表会などにも参加させていただきましたが、そういった発表を拝見しますと、自分はどのように生きていきたいのか、なぜその課題に本気で取り組みたいのだろうか、という視点で自分を見つめ、そこを出発点に探究を深めている姿が大変印象的でした。その子自身がテーマとしっかりつながっていること、他者との対話を通して良いフィードバックをもらっていること、新たな視点と出会いながら問いを深掘りし続けていることが、自ら考えて探究し続けることにつながっていると感じました。

探究学習の難しさは、調べることそのものではなくて、その先にあると感じています。自分なりの視点で整理すること、グループワークをただするだけではなく、視点が広がる対話をする、課題解決までのプロセスの質を高めていくということに、大きなハードルがあると感じています。だからこそ、各教科においては、単に知識を得るだけではなく、自分なりの問いを持って、体験・体感につなげながら考える力を育てることが重要だと感じています。私は、特に、各教科における探究的な学びにおいては問いをどう扱うかが非常に重要だと感じています。今回改訂された教科書を拝見しましたが、探究の入り口に大きく二つのアプローチがあるように感じました。一つは、教科書の中で問いを示して、その問いを共有しながら議論を深めていく方法。もう一つは、生徒自身がいろいろな資料を見ながら違和感や関心があることを見つけ、問いを見つけていく方法です。どちらにも意義があり、生徒の実態や授業のねらいに応じて使い分けることが大切

だと思っています。

そこで一つお伺いしたいのは、探究学習の充実に向けて教科書ではどのような工夫がなされているか、教えていただけますか。特に、子どもたちが自分なりの問いを持って考える力を育てられるような仕掛け、構成があれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

青木高校教育
課長

高校教育課長の青木でございます。御質問ありがとうございます。まず、各学校では、総合的な探究の時間だけでなく、各教科の日々の授業の中で探究の過程を繰り返すことで、時間をかけながら徐々にその基盤となる力を育てています。そのため、今回選定された教科書では、まず、教科書が提示するテーマについて調べるところから始まり、その後に考えたり話し合ったりする機会が設定されるなど、探究の過程を段階的に行えるような構成になっているものも多く見られます。また、授業の中でも、グループワークや発表の機会を増やし、他者の意見に触れることで、自分とは違う見方があるといった気づきが生まれるように、教科書でもそうした対話のきっかけとなる教材が掲載されております。さらに、1人1台端末の環境を生かし、二次元コードを読み取って利用するコンテンツなどによって、教科書の内容を出発点にしながら、例えば数学ではグラフを動かして考えたり、歴史では現地の映像資料に触れたりというような仕掛けによって、もっと知りたいという思いを引き出して探究の広がりにつなげている、そういった例もあります。今回選定された教科書では、単に知識を身に付けるだけでなく、問いに出会い、情報を収集し、対話などを通して考えを深め表現し、更に新たな問いや関心を生み出していく。そのような探究の過程を各教科における学習で少しずつ経験できるような工夫が随所でなされております。

森委員

ありがとうございます。

下田教育長

ほかにごありますか。

植木委員

教育委員の植木でございます。私からは情報リテラシーに関して質問させていただければと思います。最近では生成AIを利用することで大変便利になった一方で、いろいろな課題も発生してきていると感じております。令和9年度からの使用教科書の検定においては、生成AIを取り上げた教科書が多く見られたという報道もありました。生成AIはかつてないスピードで社会に普及してきていて、スマートフォンなどで気軽に誰もが体験できる、生徒にとっても学校の内外を問わず身近な存在になっていると感じております。子どもたちは生成AIが普通に存在する時代の中で、専門的な知識や技能がなくても、いろいろな情報にアクセスしてアイデアを生み出し、そして自らの考えを表現できるようになる、そういった良いところもあると思います。

一方で、生成AIには誤った情報や偏った情報が混在していて、その情報を正しいと信じて結果として誤った判断をしてしまう。また、面白さや話題性だけを優先して生徒自身が誤った情報を発信してしまうという、そういったリスクもあると思います。さらに、安易に使いすぎることによって、自分で考えることの必要性が薄れてしまうなど、学習への影響などの課題も考えられると思います。生成AIを便利な道具として使うだけでなく、その内容を吟味して慎重に活用することも求められていると感じております。第5期横浜市教育振興基本計画においても、生成AI等に関わる教育内容の充実、情報モラルや情報リテラシーの育成を掲げておりますし、また、今年5月に、「横浜市立学校における生成AIの

利活用に関するガイドライン」も策定されたところです。今回選定された教科書には、情報の真偽を見極め、適切に活用する能力を育むために、どのような内容や工夫が盛り込まれているのかという点に関して伺います。

青木高校教育
課長

高校教育課長の青木でございます。御質問ありがとうございます。今回選定された教科書では、生成A Iを単に便利なツールとして紹介するだけでなく、情報の真偽を確かめる力のほか、著作権や個人情報への配慮といった情報モラルを含め、A I時代を生きるために必要な資質・能力を育むことができるよう工夫されています。例えば情報の教科書では、実際にSNS等で流行したうわさを検証し、その拡散の要因について仮説を立て、その上で流行しそうなうわさを作成して信憑性について考察させるなど、知識を身に付けるだけでなく、体験的・創造的な実習活動を通じて情報の真偽を確かめる力を育てるための工夫がなされています。また、倫理では、SNS上で拡散したフェイクニュースの事例を取り上げ、情報の真偽を確かめることの重要性を学ぶとともに、生成A Iの普及によって生じる倫理的課題や、A I活用に必要なルールについて考察する学習も盛り込まれています。さらに美術では、生成A Iを活用した作品を教材として扱いながら、個人情報や著作権の保護といった、生成A Iを適切に活用するための留意点についても学べる構成となっています。このように、今回選定された教科書においては、情報をはじめ、倫理、美術など様々な教科・科目において、生成A Iや情報社会をテーマとした教材が取り上げられており、情報の真偽を見極め、適切に活用する能力を育むことができるような工夫がなされております。

植木委員

御説明ありがとうございます。情報の科目だけでなく、いろいろな科目で生成A Iに関わる利活用等にも対応されているということの御説明がありました。生成A Iの利活用やそれに伴う情報リテラシーに関しては、これからもまだ変化があり得る、そういった分野だと思っております。生徒の皆さんが正しく活用していくためには、教科書だけでなくいろいろな形で、便利さだけでなく課題やリスクを繰り返し伝えていくことが必要だと考えております。そのためには、教職員の皆さんも常に最新の情報が把握できる、そういった状況になることも必要だと思いますので、そちらも含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

下田教育長

ほかにごひいますか。

植木委員

今、各委員から3点御質問させていただいて、しっかりと御説明いただきましてありがとうございます。今年度の答申の別紙一覧に記載のある教科書と、学校から提出されました「教科用図書意見報告書」、そして「教科書調査員報告書」を事前に拝見させていただいております。各学校は、生徒の実態や教育目標、そして教科のねらい等に応じて意見報告書を挙げていることが確認できておりますし、また、調査員報告書も、目録に登録されている教科書の特徴を丁寧にまとめているものとなっております。教科書取扱審議会では、これらの資料を基に審議し、答申していただきました。そして、先ほどの質疑においてもそれぞれの質問にしっかりとお答えいただいております。以上のことから、高等学校の教科書について、答申の理由にあるとおりだと考えますので、答申された一覧のとおり採択するということがいかでしょうか。

下田教育長

ただいま植木委員から、答申された一覧のとおり採択してはどうかという御意見がございましたが、ほかにも特に御意見がなければ、答申された一覧のとおり採

択ということによろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、「高等学校において令和9年度に使用する教科書」について、答申された一覧のとおり採択します。

次に、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和9年度に使用する教科書」の審議に入ります。答申の内容について、説明をお願いします。

柴山インクルーシブ教育担当部長

インクルーシブ教育担当部長の柴山でございます。続きまして、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書答申」につきまして、特別支援教育課長から御説明申し上げます。

朝倉特別支援教育課長

特別支援教育課長の朝倉でございます。では、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書答申」について御説明いたします。インデックス4番「令和9年度使用特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書答申」を御覧ください。

表紙をおめくりいただきますと、「1 答申する教科書」と「2 答申理由」が記載されております。「答申する教科書」は、別紙一覧のとおりとなっており、後ほど御説明いたしますが、別紙一覧については、目次の次のページから記載されております。「2 答申理由」を御覧ください。

横浜市立の特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級では、児童生徒の障害の状態が異なっているため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書を選定する必要がある。そこで、「令和8年度横浜市教科書採択の基本方針」に基づき、児童生徒一人ひとりにとって最も適切である教科書について、各学校長に対して意見の報告を求めた。

本審議会では、各学校長より提出された「教科用図書意見報告書」を尊重しつつ、その内容を教科書目録に登載されている教科書について調査・研究した「教科書調査員報告書」とあわせて、慎重に審議した。その結果、各学校の教育課程のもとで、児童生徒一人ひとりの障害の状態、学習状況、興味・関心等を踏まえ、かつ、児童生徒の「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」に沿って、教科等・科目の目標の実現を図ることができる教科書として、別紙一覧に掲げた教科書が適切と認められたため、答申するものである。

答申理由にもありますとおり、本市の特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、一人ひとりの障害の状態に応じて適切な教科書の選定を行います。

主な選定の流れは次のとおりです。まず、対象の児童生徒が在籍する学年の検定済教科書の使用を検討します。個別の指導計画等を踏まえ、教科等の目標を達成することが難しいと判断できる場合には、当該学年よりも下の学年の検定済教科書の使用を検討します。次に、下の学年の検定済教科書を使用しても教科等の目標の達成が難しいと判断できる場合は、文部科学省著作教科書や市販されている一般図書の中から使用する教科書を検討します。一般図書を検討する場合、教育委員会事務局が作成した「教科用図書選定参考一覧」の中から検討し、それでも適さないと判断した場合には、選定参考一覧以外の一般図書を検討します。

このように、一人ひとりに適した教科用図書について検討しています。

審議会では、答申をまとめるに当たり、下の学年の検定済教科書の使用、文部

科学省著作教科書及び一般図書の使用を希望する特別支援学校及び小・中・義務教育学校からの意見報告に基づき審議を行いました。特に、多くの学校で使用実績のある著作教科書及び一般図書については、教科書調査員が調査を行いました。

審議会では、学校から提出された「教科用図書意見報告書」と「教科書調査員報告書」の内容を照らし合わせて慎重に検討を行い、一人ひとりの児童生徒の障害の状態に応じて各教科等の目標の達成を図ることが期待できる教科書と認めたものを答申としてまとめました。なお、特別支援学校及び個別支援学級で使用する教科書は毎年採択を行っておりますが、児童生徒一人ひとりの障害の状態や学習状況を踏まえ、個別の教育支援計画及び個別の指導計画に沿った教科書を選定することとしているためです。

では、答申について御説明します。

答申1ページを御覧ください。「Ⅰ 特別支援学校（視覚障害）」の「1 小学部」から検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書、拡大教科書・点字教科書について、種目、発行者番号、発行者略称、教科書の記号・番号、書名が記載されております。以下、4ページからは「2 中学部」、7ページからは「3 高等部」と続きます。

恐れ入ります。もう一度1ページにお戻りください。盲特別支援学校小学部における検定済教科書の一覧が記載されております。種目の欄にアスタリスクがついている箇所がございますが、こちらは点字版教科書の原典となる検定済教科書です。盲特別支援学校小学部では、点字教科書を使う児童と活字教科書を使う児童と一緒に学ぶため、点字教科書が発行される種目は、その点字教科書の原典となる検定済教科書を使用します。それ以外の種目は、市立小学校と同じ教科書を使用します。2ページには、文部科学省著作教科書が記載されています。こちらは検定済教科書のうち、記載されている6種目6教科の「点字教科書」となります。点字教科書は、検定済教科書の中から文部科学省が1種類選定し、発行者に点字訳を依頼しています。次が一般図書となっております。こちらは後ほど御説明いたします。3ページから4ページにかけて、教科書会社による検定済教科書の拡大教科書及び点字図書の発行者による検定済教科書の点字教科書が記載されております。4ページ以降の「2 中学部」「3 高等部」についても同様です。高等部では、高等学校用の検定済教科書を使用しますので、国語から情報まで各種目について教科書を選定しています。8ページ下段から10ページには、高等部専攻科である按摩マッサージ指圧師等の資格を取得するために開設する授業で使用予定の一般図書が記載されております。

次に、11ページを御覧ください。「Ⅱ 特別支援学校（聴覚障害）」について、「1 小学部」から順に「2 中学部」「3 高等部」と続きます。11ページには、「小学部」及び「中学部」で使用する教科書が記載されています。検定済教科書は、市立小中学校で使用する教科書と同じ教科書を使用します。下の学年の教科書の使用や、一般図書を使用することもできます。また、聴覚障害者用の文部科学省著作教科書が記載されています。これは「小学部」及び「中学部」で使用する言語指導の教科書です。12ページを御覧ください。「高等部」で使用する教科書が記載されています。聴覚障害特別支援学校の高等部では、高等学校用の検定済教科書を使用しますので、国語から商業まで各種目について教科書を選定しています。特に高等部では「ビジネス科」を設置していますので、簿記など「商業科」の教科書も記載しています。

次に、14ページを御覧ください。「Ⅲ 特別支援学校（知的障害）」について、同じく「1 小学部」から順に「2 中学部」「3 高等部」と続いています。

す。14ページには、「小学部」及び「中学部」で使用する教科書が記載されています。検定済教科書は、市立小中学校で使用する教科書と同じ教科書を使用します。下の学年の教科書の使用や、一般図書を使用することもできます。また、知的障害者用の文部科学省著作教科書、通称「☆印（ほしじるし）本」が記載されています。「☆印本」は、国語、算数、数学、生活、音楽、社会、理科、職業・家庭の8教科について、小学部で3段階、星一つから星三つ、中学部では2段階、星四つと星五つの教科書がございます。15ページを御覧ください。高等部で使用する教科書が記載されています。知的障害特別支援学校の高等部では、多くの種目・教科で一般図書を使って学習しますが、音楽や美術、英語については高等学校用の検定済教科書を使用する学校があります。下の学年の教科書として、市立小中学校で使用する検定済教科書や文部科学省著作教科書「☆印本」を使用することもできます。

次に、16ページを御覧ください。「Ⅳ 特別支援学校（肢体不自由）」について、同じく「1 小学部」から順に「2 中学部」「3 高等部」と続きます。肢体不自由特別支援学校には、小学校、中学校、高等学校の教育課程に準ずる内容で学ぶ児童生徒や、知的障害を併せ有する児童生徒も在籍しています。16ページには小学部及び中学部で使用する教科書が記載されています。検定済教科書は、市立小中学校で使用する教科書と同じ教科書を使用します。下の学年の教科書の使用や、文部科学省著作教科書「☆印本」、一般図書を使用することもできます。続けて17ページには、「高等部」で使用する教科書が記載されています。肢体不自由特別支援学校の高等部では、高等学校用の検定済教科書を使用する生徒も在籍していますので、国語から情報まで、各種目の検定済教科書が記載されています。また、下の学年の教科書として、市立小中学校で使用する検定済教科書や、文部科学省著作教科書「☆印本」、一般図書を使用することもできます。

18ページを御覧ください。「Ⅴ 特別支援学校（病弱）」について、「1 小学部」及び「2 中学部」の教科書を記載しています。病弱特別支援学校では、児童生徒が入院に伴い一時的に在籍し、療養や治療を行いながら学習するので、検定済教科書は市立小中学校で使用する教科書と同じ教科書を使用します。また、下の学年の教科書の使用や、文部科学省著作教科書「☆印本」、一般図書を使用することもできます。

19ページからは、「Ⅵ 個別支援学級（小学校・中学校・義務教育学校）」の記載がございます。「1 弱視個別支援学級」「2 知的障害個別支援学級」「3 自閉症・情緒障害個別支援学級」の順に記載しております。

弱視個別支援学級では、市立小中学校で使用する検定済教科書や、その教科書を原典とした拡大文字の教科書・点字教科書を使用することができます。拡大文字・点字の教科書が発行されていない教科については、全国のボランティア団体に拡大文字や点字での製作を個別に依頼する場合があります。知的障害個別支援学級、自閉症・情緒障害個別支援学級では、検定済教科書は市立小中学校で使用する教科書と同じ教科書を使用します。下の学年の教科書や、文部科学省著作教科書「☆印本」、一般図書を使用することもできます。

21ページを御覧ください。「一般図書一覧」とあり、これまで説明した各障害種別の特別支援学校、小・中・義務教育学校個別支援学級で使用する一般図書をまとめて掲載しております。22ページから26ページまで、教育委員会事務局が作成し、各学校に提示した「教科用図書選定参考一覧」に記載のある約500冊の図書の中から選定した385冊の図書が記載してあります。主に知的障害の特別支援学校や個別支援学級で使用します。さらに、27ページ、28ページには、「教科用図書選定参考一覧」に記載のない図書が125冊記載してあります。視覚障害の点字の一般

	図書も含まれております。この一般図書一覧では、合わせて510冊の一般図書が挙げられております。 審議会では、各学校が提出した教科用図書意見報告書にある選定理由と、教科書調査員報告書にある教科書の特徴を検討し、選定は適切であると判断し、この答申がまとめられました。「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書答申」につきましては、以上でございます。
下田教育長	所管課から説明が終了しましたが、御意見等ございますか。
泉委員	教育委員の泉です。今回も大変御丁寧な調査・研究の御報告をありがとうございました。1点質問させていただきます。特別支援学校や個別支援学級では、児童生徒一人ひとりの障害の状態や発達の段階というのはもちろんですが、それ以外にも、例えば将来の自立や社会参加も見据えながら教育活動が日々行われているかと思います。そのような中で、教科書は学びを支える大変重要な教材の一つとなっていると思いますが、特別支援学校や個別支援学級では、どのような教科書が特徴をもって選定されているのかということを質問したいと思います。障害の種別や教育課程の違いによって選定に特徴があれば教えてください。以上です。
朝倉特別支援教育課長	特別支援教育課長の朝倉です。御質問ありがとうございます。横浜市では、全ての小・中・義務教育学校に個別支援学級が設置されております。各学校では、児童生徒の障害の状態に応じて、当該学年の検定済教科書や、当該学年より下の学年の検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書など、各学校の教育課程も踏まえて教科書が選定されています。特別支援学校でも、学校に通う児童生徒の障害の状態に応じて教科書が選定されています。視覚障害特別支援学校では、検定済教科書のほか、点字教科書や拡大教科書が多く選定されております。聴覚障害特別支援学校では、検定済教科書に加え、言語指導の教科書など、見やすい図表や差し絵、そういったものが入った視覚的にも理解しやすい教科書などが選定されています。病弱特別支援学校では、検定済教科書が多く選定されています。肢体不自由特別支援学校や知的障害特別支援学校では、検定済教科書や文部科学省著作教科書も選定されておりますが、やはり一般図書が多く選定されています。また、知的障害特別支援学校の中でも高等特別支援学校においては、職業教育を中核として掲げていることから、一般図書の中でも、ビジネスマナーに関する本や、パソコンスキルや情報モラルに関する本、こういったものも選定されているのが特徴でございます。以上です。
泉委員	ありがとうございました。
下田教育長	ほかにございますか。
緒方委員	教育委員の緒方でございます。丁寧な御説明ありがとうございました。今まで特別支援学校や個別支援学級では、児童生徒一人ひとりに寄り添った教科書選定がされているという説明がありましたが、具体的にどのようなプロセスを経て、一人ひとりに応じた教科書を選定しているのか、改めて詳しく説明していただけますか。
朝倉特別支援	特別支援教育課長の朝倉です。御質問ありがとうございます。特別支援学校や

教育課長	個別支援学級では、学習指導要領に基づいて、児童生徒一人ひとりの実態を十分に把握した上で、全ての児童生徒に個別の指導計画を作成しております。個別の指導計画の作成に際しては、各教科などにおける目標や指導内容、具体的な手立てなどを明確にしていきます。この個別の指導計画を基に教科書を選定しております。各教科等の目標の達成を目指し、どのような教科書が最も適しているのか、どのような支援や手立てが必要なのか、一人ひとりの実態に合わせて教科書を選定していますが、選定する基本的な考え方は、先ほど御説明したとおり、当該学年の検定済教科書、当該学年より下の学年の検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書、の順に検討します。一般図書から選定する際には教科書調査員報告書を参考にしておりますし、このようなプロセスを経て選定された教科書というものは、全ての学校の学校長から意見報告書を提出されておまして、それに基づいて選定を進めております。以上でございます。
緒方委員	ありがとうございました。
下田教育長	ほかにございますか。
緒方委員	教育委員の緒方でございます。今までの説明をお聞きしますと、特別支援学校、個別支援学級の答申の別紙一覧にあるような教科書、それから各学校から提出された教科用図書意見報告書、そして教科書調査員から報告された教科書調査員報告書を私も拝見させていただきました。意見報告書には、児童生徒一人ひとりの実態に応じた報告が丁寧に記載されておりまして、教科書調査員報告書には、それぞれの図書の特徴や指導場面が詳細に記されておりまして。特別支援学校や個別支援学級におきましては、児童生徒一人ひとりの実態に応じて各学校が教科書を選定し、その妥当性を教科書審議会です十分に審議し、今回の答申に至ったということが分かりました。これらを踏まえ、特別支援学校、個別支援学級の教科書については、答申の理由にあるとおりでと承えます。そこで、答申された一覧のとおり採択することよろしいかと思ひます。いかがでしようか。
下田教育長	ただいま緒方委員から、答申された一覧のとおり採択してはどうかという御意見がございました。ほかに特に御意見等がなければ、答申された一覧のとおり採択ということよろしいでしようか。
各委員	<了 承>
下田教育長	それでは、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和9年度に使用する教科書」については、答申された一覧のとおり採択いたします。 以上で採択は終わりましたが、委員の皆様から御質問等ございますか。よろしいですか。 それでは、ほかに御質問等がないようであれば、教科書採択に係る審議資料の関係で、所管課から補足をお願いいたします。
丹羽学校教育部長	御審議ありがとうございました。学校教育部長の丹羽でございます。本日の教科書採択に係る審議資料につきましては、本日8月7日16時から市民情報センターに配架いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

下田教育長	それでは、教委第26号議案の審議は終了となります。 以上で公開案件の審議は終了いたしました。事務局から報告をお願いします。
古瀬総務課長	それでは、事務局から御報告いたします。7月10日に1団体から、「横浜市の中学校夜間学級に関する要望書」が提出されました。7月24日に個人の方から、また、7月27日に1団体から、「青木小学校の通学区域に関する意見書・要望書」が提出されました。これらの要望書等につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いします。 今回の教育委員会臨時会は、8月21日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、今回の教育委員会定例会は、9月18日金曜日の午前10時から開催する予定です。以上です。
下田教育長	皆様、よろしいでしょうか。今回の教育委員会臨時会は、8月21日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。 次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。 ＜傍聴人及び関係者以外退出＞ 教委第27号議案「教育委員会事務局職員の人事について」 (原案のとおり承認) 教委第28号議案「教職員の人事について」 (原案のとおり承認) 教委第29号議案「教職員の人事について」 (原案のとおり承認) 教委第30号議案「教職員の人事について」 (原案のとおり承認) 教委第31号議案「審査請求に関する臨時代理について」 (原案のとおり承認) 教委報第2号「教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について」 (報告のとおり承認) 教委報第3号「審査請求に関する臨時代理報告について」 (報告のとおり承認)
下田教育長	本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。 [閉会時刻：午後4時25分]